明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○道路交通法の一部を改正する法律（三二）　三
○旅券法の一部を改正する法律（三三）　三
○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律（三四）　四
〔政　令〕
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一八〇）　四
○宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八一）　五
○土地区画整理登記令及び不動産登記令の一部を改正する政令（一八二）　五
○令和四年三月十六日の地震による福島県相馬郡新地町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一八三）　六
○著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一八四）　六
○著作権法施行令の一部を改正する政令（一八五）　六
〔府令・省令〕
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働五）　七
○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通三）　七
〔省　令〕
○著作権法施行規則の一部を改正する省令（文部科学一九）　五
○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通一）　五
○宅地建物取引業法施行規則及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通四三）　五
〔告　示〕
○高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示（厚生労働・国土交通一）　六
○標準媒介契約約款の一部を改正する件（国土交通五三九）　六
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十八条の国土交通大臣が定める基準の一部を改正する告示（同五四〇）　七

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律（法律第三二号）（警察庁）

1　特定自動運行に係る許可制度の創設に関する規定の整備

(一)　道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）を「特定自動運行」と定義し、「運転」の定義から除くこととするなど、特定自動運行の定義等に関する規定を整備することとした。（第二条関係）

(二)　特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）等を記載した申請書を特定自動運行を行おうとする場所を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して、許可を受けなければならないこととし、公安委員会は、許可をしようとするときは、特定自動運行計画が一定の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならないこととするなど、特定自動運行の許可に関する規定を整備することとした。（第七五条の一二～第七五条の一七関係）

(三)　特定自動運行は、(二)の許可を受けた特定自動運行計画及び許可の条件に従わなければならないこととするなど、(二)の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）の遵守事項等に関する規定を整備することとした。（第七五条の一八～第七五条の二四関係）

(四)　公安委員会による特定自動運行実施者に対する指示並びに特定自動運行の許可の取消し及びその効力の停止の規定を設けるなど、特定自動運行実施者に対する行政処分等に関する規定を整備することとした。（第七五条の二五～第七五条の二九関係）

2　特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備

(一)　特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備（第二条、第一七条～第一八条、第二五条、第三〇条、第三四条、第三五条、第三八条、第六四条の二、第六七条、第七一条の四、第一〇八条の二、第一〇八条の三の五、第一〇八条の三の六、第一〇八条の二六、第一〇八条の二九、第一〇八条の三二の四、第一一〇条の二及び第一二五条関係）

(1)　原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」と定義することとした。

(2)　特定小型原動機付自転車は、道路の左側端に寄って当該道路を通行しなければならないこととしたほか、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならないこととした。

(3)　特定小型原動機付自転車は、運転免許を受けないで運転することができることとした。

(4)　一六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならないこととした。

(二)　遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備（第二条、第四条～第八条、第一〇条、第一二条～第一三条の二及び第一四条の二～第一五条の六関係）

(1)　人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当するものであり、かつ、一定の基準に適合する非常停止装置を備えているものを「遠隔操作型小型車」と定義することとした。